平成２８年（フ）第１０号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋325番地２　ヒルズライカム　３階302号室
債務者　與儀　拓也
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２３１３号
横浜市旭区上川井町86番地　シティハイムコーポアベＢ202、申立時の住所横浜市旭区川井本町６番地31　サンモールナナＡ105
債務者　小泉三代子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３９号
横浜市鶴見区矢向４丁目33番９号　アズール川崎307、住民票上の住所横浜市鶴見区矢向４丁目33番９号　アソシエール鶴見307
債務者　今井　良子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
横浜市神奈川区反町１丁目７番地４　ケーライン七番館702号
債務者　井深　晴人
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８号
横浜市青葉区美しが丘１丁目21番地　たまプラーザ団地６－１棟205号
債務者　森本　花絵
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３号
東京都調布市菊野台１丁目13番地１ハイツ神代205
債務者　宇田川　緑
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
栃木県小山市大字羽川18番地11
債務者　町田佐代子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７号
栃木県鹿沼市上石川1526番地14
債務者　渡邉八重子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
栃木県栃木市今泉町１丁目28番８号　琴寄アパート102号
債務者　関口　光子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第６９６号
東京都多摩市連光寺５丁目11―23―302
債務者　高橋　健治
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４２号
東京都中野区中野３丁目23―37―102
債務者　藤本　晋市
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８７号
東京都文京区白山１丁目19―５―703
債務者　北村　行弘
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７８号
横浜市泉区上飯田町1271番地７
債務者　小堀美奈子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９３号
愛知県岡崎市梅園町字２丁目９番地21　インペリアル梅園の丘101
債務者　内田　雄三
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７６号
神奈川県三浦市三崎５丁目245番地２
破産者　三崎鯖釣漁業協同組合
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１８８号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目４番４号
破産者　株式会社ササキ
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部